

人と猫との 調和のとれたまちづくり 地域ねこ




No. 1

地域ねこ対策 セミナー・講演会資料

ねこだすけの広報紙から記事の一部を抜粋し、
地域ねこ対策の資料として編集しました。

ねこだすけニュースバックナンバーは...

<http://nekodasuke.main.jp/news/news33.pdf>



ねこだすけ
の
まち
づくり

JAPAN Neko-Dasuke NETWORK

NEWS

[p-1]
2007 平成19年12月

Vol. 33

発行/著作
NPO ねこだすけ

〒160-0015
東京都新宿区大塚町5-15-203

www.nekodasuke.net

ねこだすけニュース
バックナンバーから...

[p-4]

JAPAN Neko-Dasuke NETWORK

2007 12. vol.33

地域ねこセミナーより

ねこだすけ代表工藤のセミナー講演テープおこし

どうすれば、地域ねこ？ 地域ねこ活動5つのポイント

「飼い主のいない猫との共生プラン（地域ねこ活動）」
を成功させる為の5つのポイント

1.不妊、去勢手術 の目的は2つです。

●猫を増やさない

出産を抑えるため当然の方法です。

捕獲は必ずメス猫から。子猫がいる場合は母猫を先に捕獲してください。ほかの猫が捕獲される場所を見ると、とくにメス猫はその後の捕獲が困難となります。

●ご近所の方への広報

餌やりさんと一緒に朝6時～7時位。夕方5時～6時位。朝はお勤めの方の出勤時刻、夕方は主婦の方のお買い物時刻。一家にお一人捕獲の現場を見ていただけます。

その際、ご挨拶とともに簡単なご説明、余裕があればチラシを渡して活動を広報します。

2.きちんとした餌やりとトイレの設置

これも目的は2つです。

●環境美化：餌やり

決めた時間、決めた場所、決めた猫に決めた方が餌を与えてください。

餌場のまわりに観葉植物やお花の鉢植えを置き目立たないようにすることも、

見た目も美しくおすすめです。お水もバケツに「防火用水」と書いておいておくのと皆さんの反応もよくいざというとき役に立ちます。道路際や駐車場などではとにかく清掃を行ってください。

餌を与える猫を決めるためには少々のリサーチが必要となります。「地域ねこ」としたい範囲、その範囲内の猫の数、餌を与えている方、などを調べます。餌出しによってくる猫は3種類です。

- 1.発情期の元気一杯のオス猫
- 2.近所のテリトリーから現われたメス猫
- 3.捨て猫

1のオス猫に関しては手術をしたい、面倒を見たい、という方はそれも結構です。

しかしながらどんどん猫を受け入れてしまいますと「餌をやるから猫が集まる」ということになりやすいため要注意です。



「5つのポイント」のパネル

2のメス猫で不妊手術をしていないようでしたら手術が必要です。

そしてどこから流れてきたのかご近所（間違いなく近所の猫です）をリサーチします。

その結果と活動状況によりあらたな猫の世話をしている方とお話をつめ、ご近所やお隣の町会にご相談をもちかけることも必要かもしれません。

3の捨て猫、または病気や怪我の猫は治療をする、保護する、新しい飼い主を探す、そして必ずやっていただきたいのは「捨て猫は犯罪」を告知することです。

町会掲示板にチラシを掲示していただいたり、また交番、警察本署等にチラシを持参しパトロールをお願いします。ついでに活動報告チラシもお渡しし、警察の方への広報も行います。

●ご近所の方へのアピール
：トイレと糞パトロール

小さなバグと料理用のトンガか長トンガをもちトイレの糞を取ります。工事用ブロックで囲ったなかに工事用砂や土をいれたり場所がないときは道路際、電柱の脇などに軽くそれを盛ります。犬の糞もついでにとります。

砂も土も固まりませんので定期的に取り替えます。空き缶やゴミも片付けますと大変喜ばれます。これもご近所への広報手段としても有効ですので朝夕方に行きます。続けて行くうちに必ず「ご苦労さまです」とお声がかかります。餌やりは目立たず、

清掃は地域の方とのコミュニケーション手段として考えます。

3.ご近所の方、住民組織への広報

1番の捕獲作業、2番のトイレの清掃は手始めの広報方法です。会話→チラシ→町会、自治会長へのご報告と続きます。

町会のなかの環境委員さん、またお話のしやすい方にまずご説明をし会長さんにつないでいただきます。とにかく会長さんにプリントをお渡ししてお話をしてください。猫のみならず地域の苦情は必ず町会長、自治会長のところに届きますのでその際、会長さんにあらかじめご説明をしておきますとスムーズにい



きます。これを怠りますとなにもかも水の泡になりかねません。

4.管轄行政へのご報告

これも3と同じです。保健所、環境課など愛護動物主務所管に犬、猫の苦情が殺到します。全国どこの行政も苦情のデータはありますが「地域ねご活動」に関するものはありません。

活動を書面でご報告することにより行政マンも「こんなにやっている人がいる、これならサポートして活動を進めていける」と必ず思ってくれます。

町会の方にも「保健所にも報告しています」と伝えることができます。行政、住民組織、ボランティア3者の協力体制を構築するために最初にやっていただきたいことです。

5.捨て猫、殺傷違反の防止

捨て猫、殺傷は罰則のある犯罪であることを十分に告知します。ねこだすけサイトから無料でダウンロードできるチラシもありますので町会掲示板などに掲示していただきます。これも大変大事で効果のある方法です。

先に書きましたように交番、警察本署にチラシを持参し活動内容と事情を話します。ご近所の方にも「警察にお話してあります」と伝えます。

以上、5点。とにかく先手必勝です。言われる前に言うておく、これこそ勝組の秘訣です。

ねこ・猫・ネコ ねこだすけでは法令順守の地域ねご対策を目指しています。昭和48年からの動物保護法では「ねこ」でした。平成24年9月に公布された改正動物愛護法では、それまでの平仮名の「ねこ」を、常用漢字の「猫」に変えました。地域行政などでは「ネコ」と書くこともあり、あまりこだわらないでどちらも使っています。